

標記全國手中工組合ニアリテハ昭和八年十月請頁工賃値上運
動ノゼネストヲ敢行シ其ノ結果東京織物同業組合ト東京染布
加工同業組合トノ間ニ手拭請頁工賃詭品十三銭仕入品八銭ニ扱
定成立シタルニモ拘ハラス其ノ後一部工場主間ニ取引上ノ諸種
ノ関係ヨリ同屋側ニ押サレ右扱定工賃以下ニ取引セムトスル
モノ漸次増加シ来リタルト同時ニ是等ノ工場主ハ亦必然的ニ低
工賃ノ結果従弟ノ養成ヲ為シ可及的高賃金ナル熟練取工ヲ使用
セサルノ方針ヲ採ルニ至リ従ッテ近年ニ於ケル手中産業ノ衰微
ト相俟ツテ年々熟練取工ノ失業者増大スルノ傾向アルニ鑑ミ之
レガ従弟養成ニ因リ熟練取工ノ失業者止ト前記扱定工賃ヲ遵守
セシムル目的ニテニ割値上ノ要求ヲ同屋並工場主ニ為スヘク再
ビゼネスト決行ノ準備中ニアリタルモ所轄言同署ノ斡旋ニ依リ
十一月二十七日解決セルカ其ノ状況左記ノ通り

記

(一) 手中工組合ノ態度

全國手中工組合ハ十一月十日本部ニ於テ緊急役員總會ヲ開催
シ前記ノ如キ理由並情勢ヨリ工場主組合殊ニ同屋組合ニ対
シ一戦ヲ交フルニマラサレハ到底手中従業員ノ生活救護
ハ期シ難シト決定シ同日二十日迄ニ各支部總會ヲ開催各支部
ノ意旨ヲ徴セルカ是亦各支部共本部決定方針支持ニ決定セ
ルヲ能シ
ハ 従弟養成ニ因リ熟練取工ノ失業者止並救護
ハ 東京染布加工同業組合ノ同屋ニ対スル請頁工賃ニ割値上
ノ要求ノ徹底化
ヲ要求スヘク十一月二十日附ヲ以テ別記ノ如ク工場主組合並
同屋組合ニ対シ歎願書ヲ提出スルト共ニ之レカ戦術トシテ
工場主組合ト共同戦線ヲ張ルコトニ依リ同屋側
ニ対スル工賃値上ノ実現性多キノミナラス一定期間セネス